

## 住民基本台帳に関する事務に係る「特定個人情報保護評価書（全項目評価書）」の再評価案について

特定個人情報保護評価とは

「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」(平成25年法律第27号。以下「番号法」といいます。)による社会保障・税番号制度(マイナンバー制度)の導入に伴い、特定個人情報(個人番号をその内容に含む個人情報)を保有する住民基本台帳に関する事務について、特定個人情報の保有・利用に伴い生じるリスクを分析し、そのリスクを軽減させるために必要な措置を講じ、個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを「特定個人情報保護評価書」により公表しています。こうした一連の手続きを「特定個人情報保護評価」といいます。(番号法第27条)

本市における住民基本台帳に関する事務は、しきい値(特定個人情報ファイルの対象者数や取扱者数など)による判断で、対象者が30万人を超えるため、全項目評価の対象となります。

全項目評価の対象となった場合

市が作成した評価書案を公示し、市民から意見を募集します。

提出された意見を考慮した評価書により、第三者点検を受けます。

第三者点検後、国の特定個人情報保護委員会へ提出し、公表します。

なぜ再評価？

「特定個人情報保護評価書」について国の特定個人情報保護委員会規則で定める重要な変更を加えようとする場合についても、評価を行うこととされています。(番号法第27条)

今回、証明交付窓口等業務委託を実施するに当たり変更を加えようとする部分に、この重要な変更とされるものが含まれていることから再評価を行うものです。

今後のスケジュール

・平成30年5月21日(月)～平成30年6月19日(火)

市民からの意見を募集

・平成30年7月上旬

前橋市個人情報保護審査会により第三者点検を実施

・平成30年7月上旬

国の特定個人情報保護委員会へ評価書を提出し、公表

## 特定個人情報保護評価書の概要

(1) 評価書名：住民基本台帳に関する事務 全項目評価書

(2) 評価実施機関名：前橋市長

(3) 評価書の項目及び変更内容

### 評価書の項目

#### 【 基本事項 】

特定個人情報保護評価の対象となる事務の名称及び内容、当該事務において使用するシステムの名称及び機能、当該事務において使用する特定個人情報ファイルの名称及び保有する必要性等を記載。

#### 【 特定個人情報ファイルの概要 】

特定個人情報ファイルに記録される対象人数・記録される項目・使用者数、特定個人情報ファイルの取扱いの委託の有無等、特定個人情報保護評価の対象となる事務において取り扱う特定個人情報ファイルの概要を記載。

#### 【 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 】

特定個人情報ファイルを取り扱うプロセス（情報の入手、使用、委託、提供・移転、保管・消去）において想定されるリスクへの対策を記載。

#### 【 その他のリスク対策 】

に記載するリスク対策以外のリスク対策（監査、職員に対する教育・啓発）を記載。

#### 【 開示請求、問合せ 】

特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求、特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ等を記載。

#### 【 評価実施手続 】

市民からの意見の聴取及び第三者点検の方法等を記載。

評価書を変更した際の変更日や変更内容を記載。

### 変更内容

特定個人情報ファイルの取扱いの委託について、現在2件の委託を実施しておりますが、市民課証明交付窓口等業務について委託を実施するため、その旨を加えます。